

# 東浦和支部会則

2019年08月15日改訂

## 1. 目的

この会則は、公益社団法人 日本空手協会 東浦和支部 の運営方針を定め、各道場制定の細則と合わせ、空手道を通じて心身の健全な発育を図ると共に、道場運営の円滑化を図ることを目的とする。

## 2. 組織構成と役割（別紙「東浦和支部組織図」を参照）

### 2-1. 東浦和支部長（以下支部長と略す）

- ・東浦和支部の運営に関する全ての権限と責任者。

### 2-2. 副支部長

- ・支部長業務の補佐。
- ・副支部長は、会員の中から支部長が任命する。

### 2-3. 技術局

- ・技術局長と主席指導者及び指導者で構成する。
- ・技術局長と主席指導者及び指導者は、会員の中から支部長が任命する。
- ・各道場の指導には、技術局から主席指導者及び指導者を派遣する。

### 2-4. 事務局

- ・別則「事務局の設置」に基づく。
- ・事務局長は総会長（全道場の会長）を兼務する。
- ・事務局長は、会員の中から支部長が任命する。

### 2-5. その他の会員

- ① 指導補助員：各道場内の指導（稽古・練習）に於いて、その道場の主席指導者から、その都度指導を依頼された人。指導員資格保有者に限る。
- ② 特別会員：別則「休会員及び特別会員」に基づく。
- ③ 休会員：別則「休会員及び特別会員」に基づく。
- ④ 一般会員：上記以外の東浦和支部会員。

### 2-6. 各道場の会長及び役員

- ・各道場では、各道場の運営に必要な役員を選出する。なお役員は20歳以上とし、会員が20歳未満の場合はその保護者とする。
- ・役員を選出方法・任期などは各道場の細則による。
- ・各道場役員の代表を各道場会長とする。

## 3. 入退会

- ・入会の可否は主席指導者が判断する。許可が得られ、かつ東浦和支部会則及び入会道場細則に同意した人のみ入会申込書を入会希望道場に提出し、各道場会長の承認を得て入会とする。
- ・入会希望者は体験入会を1ヶ月程してもらう。体験期間中はスポーツ安全保険未加入のことを伝え、納得のうえ体験してもらう。服装は体操着など、運動できるもので良い。
- ・入会後は必ずスポーツ安全保険（道場が手続きする）に加入する。
- ・入会後は必ず日本空手協会指定の胸ワッペンを付けた道着を着用する。道着背にはB5相当の白布に楷書でフルネーム（上段：苗字・下段：名前とし、苗字を大きく、名前をやや小さめに）を男：黒字・女：赤字で書いたゼッケンを付ける。なお有段者は帯のネーム刺繍で可とする。
- ・退会を希望する人は、退会前月までに文書（メール可）で退会届を役員に提出する。
- ・断りなく6ヶ月以上会費の納入がなかったとき、及び休会期間が過ぎても連絡がない場合は退会とする。
- ・道場訓に違反する行為、支部の社会的評価を下げる行為など、支部運営に支障を来す行為があると事務局長または副支部長が認定した場合、支部長の最終判断で退会とする。

#### 4. 会 費

- ・ 会費は会員から徴収する。支部長、副支部長、主席指導者、指導者、及び特別会員は免除する。
- ・ 毎月1日から月末までを一月とし、月額 2,000 円/人を会費とする。会費は練習日数に関係なく納入する。
- ・ 特別会員に大会出場等で費用が発生するときは、東浦和支部事務局で処理する。

#### 5. 東浦和支部総会

- ・ 支部総会は支部長・副支部長・主席指導者・指導者・各道場会長及び 20 歳以上の会員で構成し、支部長の命を受けて総会長が必要に応じて開催する。
- ・ 会則の変更及び総会議題は、出席者の過半数以上の賛成をもって成立とする。

#### 6. 情 報 伝 達

- ・ 情報伝達は、主として事務局から各道場会長に行う。
- ・ それを受けて各道場会長は主席指導者・指導者及び担当役員に対し伝達・取りまとめを行う。
- ・ 必要に応じて、事務局から各主席指導者・指導者に直接伝達する。
- ・ 個人情報の取り扱いについては各人が十分に留意する。

#### 7. そ の 他

- ・ この会はボランティアで成り立っている。そのため各道場役員に選出された場合、及び役員から仕事を依頼された会員（及びその保護者）は進んで協力する。
- ・ 東浦和支部会則運営上の決めごとは、各道場制定の「〇〇道場細則」による。但し「〇〇道場細則」は東浦和支部会則の規定範囲を超えてはならない。なお各道場細則の変更は、東浦和支部総会にかけることなく、各道場細則に則り変更できる。
- ・ 各道場で細則の変更、会員の異動（入退会・休会・復帰など）があった場合、速やかに事務局に連絡する。
- ・ この会則は 2019 年 8 月 15 日から実施する。

以 上